

### 第 1 3 号議案

桶川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例等の一部を改正する条例

(桶川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基  
準を定める条例の一部改正)

**第 1 条** 桶川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例（平成 2 6 年桶川市条例第 1 9 号）の一部を次のよ  
うに改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改  
正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u>	<b>第 26 条 削除</b>
<b>第 26 条 特定教育・保育施設(幼保連携型)</b>	
<u>認定こども園及び保育所に限る。以下こ</u>	
<u>の条において同じ。)の長たる特定教</u>	
<u>育・保育施設の管理者は、教育・保育給</u>	
<u>付認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第</u>	
<u>3 項の規定により懲戒に関しその教育・</u>	
<u>保育給付認定子どもの福祉のために必要</u>	
<u>な措置を採るときは、身体的苦痛を与</u>	
<u>え、人格を辱める等その権限を濫用して</u>	
<u>はならない。</u>	

(桶川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正)

**第 2 条** 桶川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例（平成 2 6 年桶川市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の条に対応する改正前の欄の条が存在しな  
い場合にあつては、当該改正後の欄の条を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改

正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
第7条 略	<p>第7条 略</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児</p>

の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第8条 略

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために

第8条 略

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第13条 削除

**必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。**

(衛生管理等)

第14条 略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように**必要な措置を講ずる**よう努めなければならない。

(衛生管理等)

第14条 略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、**職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的****に実施する**よう努めなければならない。

(桶川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第3条** 桶川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年桶川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
第6条 略	第6条 略 <b>(安全計画の策定等)</b> <b>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成</b>

事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第7条 略

第12条 略

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施

第7条 略

第12条 略

<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p>	<p>するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する</u>よう努めなければならない。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び第2条中桶川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の桶川市家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の桶川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年2月20日提出

桶川市長 小野克典

#### 提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。